

佐賀県選挙管理委員会告示第十一号

衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送（平成八年佐賀県選挙管理委員会告示第三十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

本文中「一般放送事業者及び当該一般放送事業者」を「基幹放送事業者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百五十条第一項に規定する基幹放送事業者をいう。以下同じ。）及び当該基幹放送事業者」に改める。

表中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。